

3-4 公園・緑地の整備・保全・利活用の構想・方針

本市は、西部及び南部に31.5kmに及び海岸線を有すほか、市域には広く森林が広がっており、本市における貴重な自然環境を形成しています。特に、海岸線沿岸の自然環境は多くの人にとって憩い・レクリエーションの場とされています。

そこで、本市における緑の配置に関しては、都市のうるおいの形成、生態系の維持・形成を図るため、海岸や森林といった貴重な自然環境と市街地や集落における公園・緑地との連続性に配慮し、道路空間の沿道緑化を推進します。

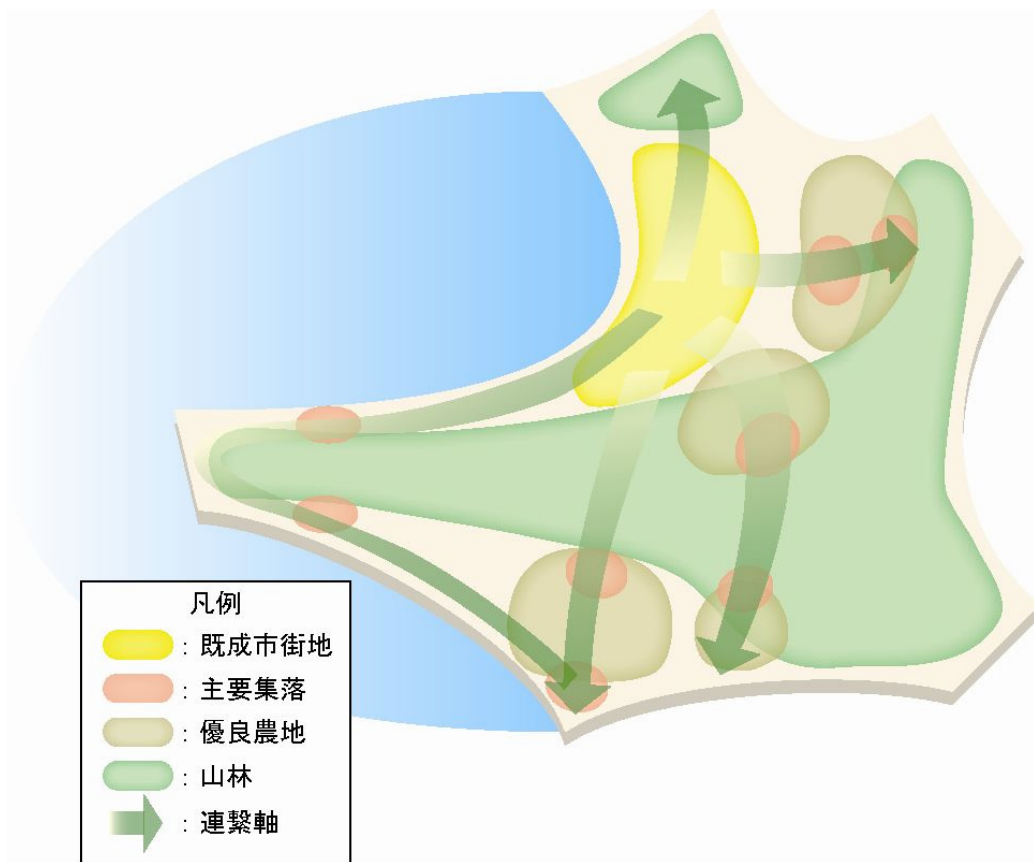


図3-4-1 緑の連繫のイメージ

(1) 公園・緑地等

①公園

- ・運動公園として開設されている館山運動公園は、市内外の人にとって憩いの場やレクリエーション活動の拠点となるよう、花卉の植栽や散策路等の機能拡充について関係機関との調整を行います。
- ・総合公園として開設されている城山公園にあっては、市内外の人における交流の拠点化を図るため、季節に合わせて楽しめる花木や日本庭園、博物館や茶室等の既存施設の維持、及び来訪者のための商業施設等の配置について検討します。
- ・風致公園として開設されている高ノ島公園や沖ノ島公園は、園内の海と緑の活用を進めるため、さらなる機能の充実を図ります。特に、沖ノ島公園については、自然体験型レクリエーションの場として拠点化を図ります。
- ・地区公園として開設されている宮城公園は、本市における代表的な戦争遺跡である赤山地下壕を有するため、誰もが安全に見学できるように必要な施設整備等、利便性の向上を図るとともに、特殊公園(歴史公園)への公園種別の変更等について検討します。
- ・館山駅西口地区土地区画整理事業や開発行為により整備された公園の都市公園指定を行います。また、市民運動場の都市公園指定について検討します。
- ・その他の公園については、地域住民の理解と協力により、必要に応じて機能を更新し、安全性の確保に努めるほか、高齢者等に配慮したバリアフリー化など、利便性の向上を図ります。
- ・地域住民の憩いの場として、安全性や周辺環境に配慮しながら、身近に利用できる公園等について地域住民の理解と協力により整備を進めます。

②緑地

- ・日本森林浴百選に認定されている県立野鳥の森では、森林浴やバードウォッチング、ハイキング等の自然体験型のレクリエーションの拠点として、さらなる機能の充実を図ります。
- ・館山工業団地にあっては、企業誘致の際に緑化協定を締結し、周辺の自然環境と調和した空間の形成を図ります。
- ・市街地や集落内に分布する社寺林や屋敷林など、既存の緑地空間にあっては、居住環境にうるおいを持たせる身近な緑として、地域住民とともに維持管理及び保全を進めます。

③里山

- ・里山は、農林業の生産の場であると同時に災害防止、環境保全、多様な動植物の生育空間など、様々な役割を果たしており、適切な保全、整備及び活用を図るための方策について、地域住民や関係機関との調整を行います。

(2) 海・緑の軸

①海の軸

- ・南房総国立公園に指定されている鏡ヶ浦や平砂浦などの海辺空間は、地域住民の生活と密接な係わりを持つとともに、来訪者を含めた全ての人にとって重要な憩い・レクリエーションの場であることから、環境美化活動を促進するとともに、保全及び利活用の促進を図るために必要な施設整備等について、関係機関との調整を行います。
- ・海岸線沿岸に位置する道路にあっては、花卉等の植栽による道路空間の緑化を進めます。

②緑の軸

- ・市域南部にまとまって所在する森林は、将来においても本市の良好な自然環境を形成する重要な要素として保全を進めます。
- ・観光施設や集落に隣接し、憩いや交流、レクリエーションの場として活用される区域において施設整備を行う場合は、周辺の緑との調和を図ります。

(3) 海と緑のネットワーク

- ・市道 3016 号線や一般県道南安房公園線等の海岸沿いの道路及び一般国道 127 号や一般国道 410 号等の幹線道路を海と緑のネットワーク路線として位置付け、花卉の植栽等による良好な沿道景観の創出や沿道施設と連携した歩行空間の確保等について検討します。



図3-4-2 公園・緑地の整備・保全・利活用の構想・方針図

3-5 都市環境整備の構想・方針

(1) 下水道・河川

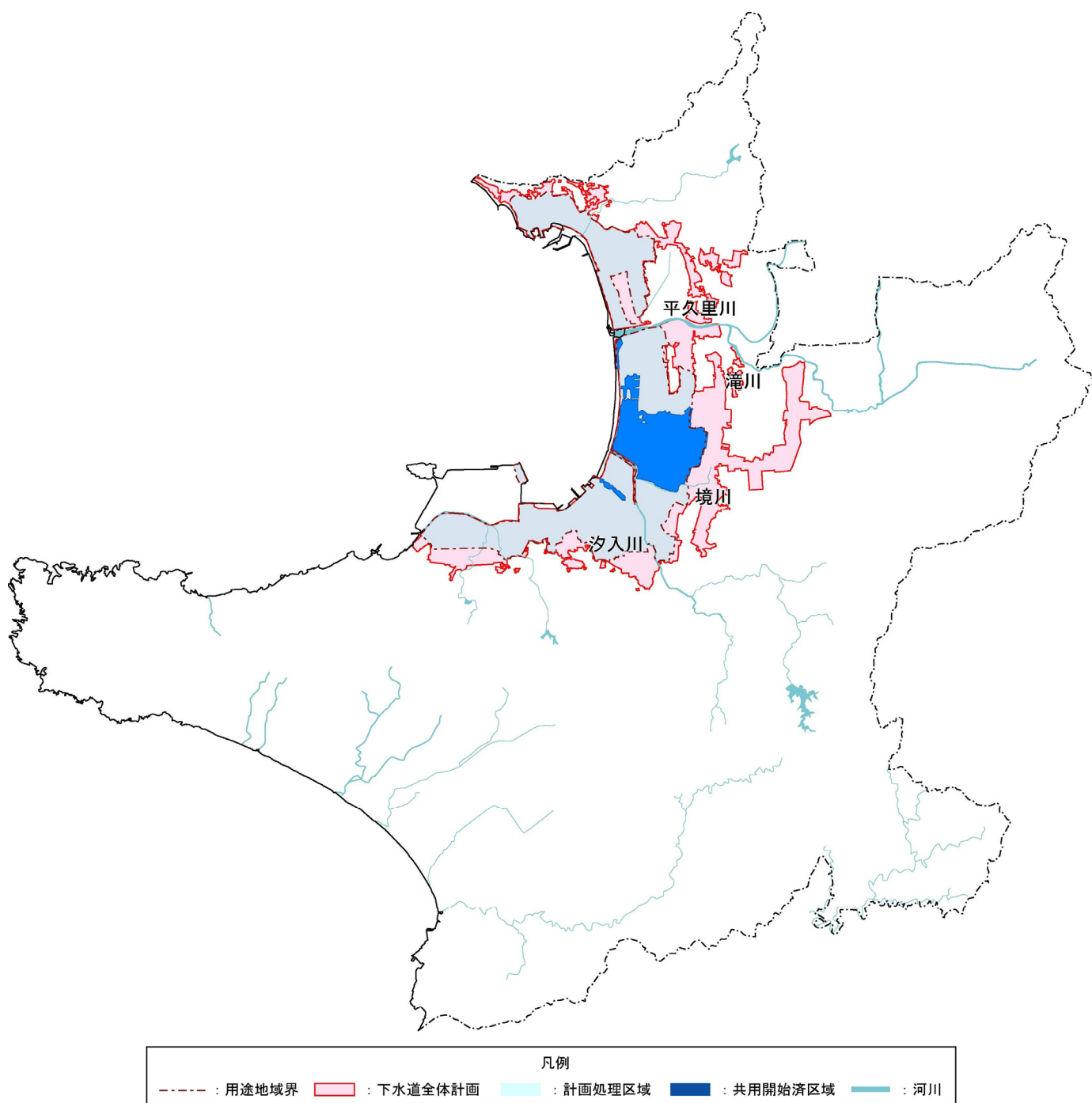
衛生的な生活環境の形成と河川・水路の水質浄化を図るとともに、環境にやさしい都市づくりを推進するため、引き続き下水道事業や河川整備等について、都市全体で取り組みます。

①下水道

- ・計画処理区域については、現在の終末処理場の処理能力を踏まえ、事業を推進します。
- ・下水道全体計画区域外にあつては、合併浄化槽の普及を促進し、生活雑排水の放流による水質汚濁の防止を図ります。
- ・鏡ヶ浦クリーンセンターについては、終末処理場としての機能の維持に加え、場内の緑化等により周辺環境に配慮した管理を推進します。
- ・雨水排水対策として、冠水・浸水被害が発生する地域の排水路整備を推進します。

②河川

- ・平久里川や汐入川等に代表される本市の河川は、自然環境の保全や水質改善、防災対策、親水空間としての利活用等を進めるために必要な施設整備について、関係機関との調整を行います。



※ 供用開始済区域は平成 20 年 4 月現在

図 3-5-1 下水道・河川整備の構想・方針図

(2) 防災

災害発生時における緊急物資輸送及び防災拠点や避難地までの地域住民の円滑な誘導に資するための施設整備を進めます。特に、水害発生時における非浸水地域までの速やかな避難を行うために、防災・減災・減災を念頭に置いた道路・沿道整備を進めます。

①広域輸送路

- ・一般国道 127 号、128 号（地域高規格道路館山・鴨川道路）、410 号、主要地方道富津館山線等の路線については、広域輸送路として、災害発生時における他都市との円滑な物資輸送が行えるよう、必要な整備や交通規制について、関係機関との調整を行います。

②都市内輸送路

- ・主要地方道館山白浜線、一般県道館山富浦線、市道 3016 号線等については、都市内輸送路として、災害発生時における市街地と各集落、集落相互間の円滑な物資輸送が行えるよう、必要な整備や沿道建築物の不燃化対策について検討します。
- ・都市計画道路青柳大賀線については、災害時における一般県道館山港線や一般県道南安房公園線の代替路線の役割を果たすことから、整備を進めます。

③避難路

- ・市内の主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路については、主要な避難路として、災害時における円滑な避難・誘導が行えるよう、必要な整備や沿道建築物の不燃化対策について検討します。
- ・危険区域（箇所）から避難予定場所へ通じる道路等については、避難路の指定について検討します。

④防災拠点

- ・千葉県地域防災計画において緊急輸送施設として位置付けられている館山港及び館山市地域防災計画において地域防災拠点施設として位置付けられている館山市コミュニティセンターについては、それらの機能を維持・増進していくために必要な施設整備について、検討します。
- ・首都圏における大規模災害時の基幹的広域防災拠点（国営東京臨海広域防災公園）の機能を補完する港として、緊急物資の受入れや被災者の輸送等を行うなど、館山港と基幹的広域防災拠点の連携のあり方について検討し、関係機関との調整を行います。

⑤避難予定場所

- ・各地区に指定されている避難予定場所については、それらが円滑に利用できるよう、施設の維持や周辺の整備を進めます。
- ・公園については、災害時の避難場所として活用できるように、必要な周辺整備を進めます。

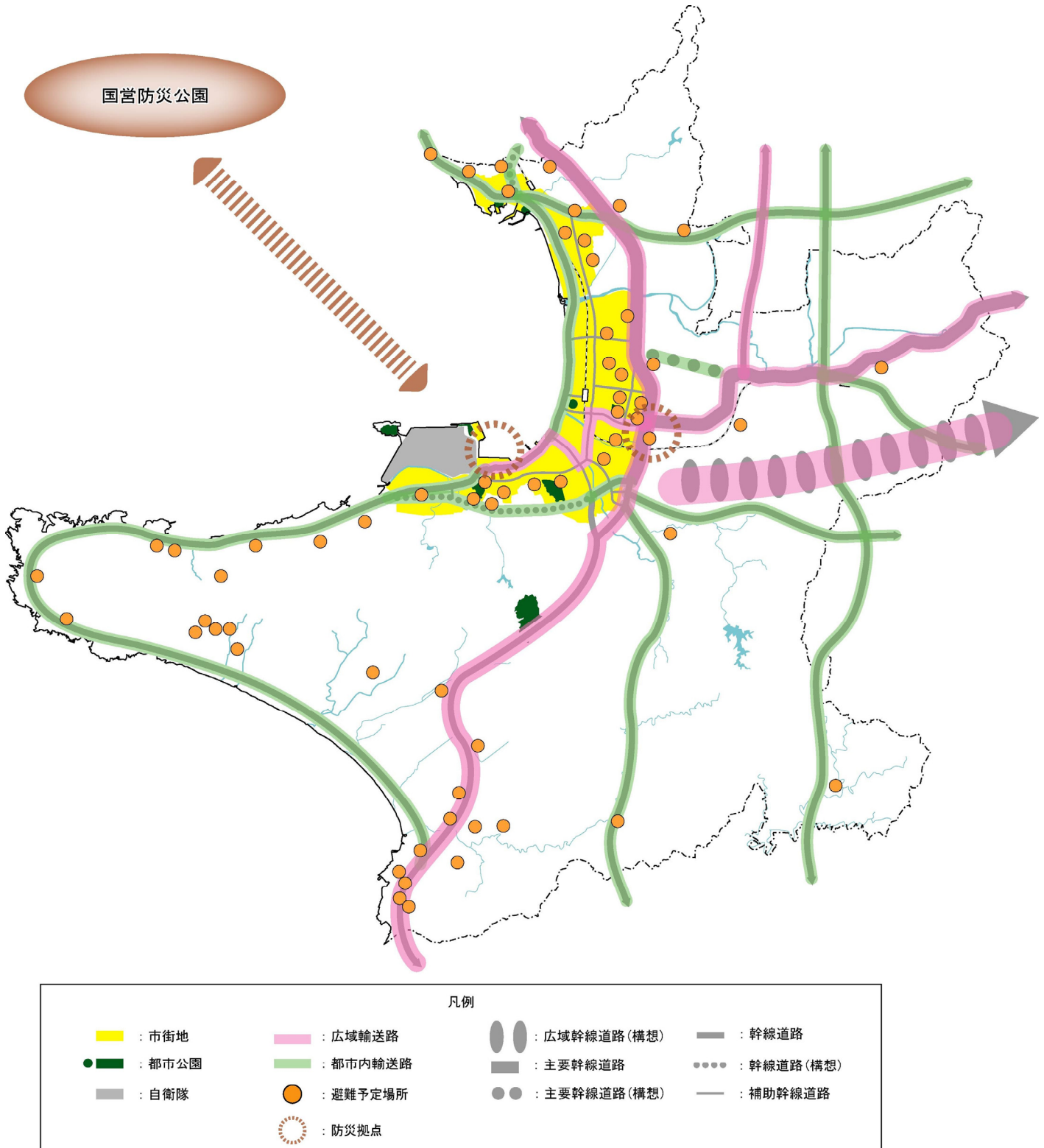


図 3-5-2 都市防災関連施設等整備の構想・方針図

(3) 景観

本市における景観形成の取組みは、主に「海洋性リゾートタウン」のまちづくりに寄与することを目的として、平成元年に定めた館山市街並み景観形成指導要綱により、一部の地域を中心に進められてきました。

しかしながら今日、景観に対する住民意識が高まりつつあるなか、景観が住民をとりまく環境の眺めに他ならないことから、良好な景観の形成は、市域全域において取り組んでいく必要があります。また、従来の取組みにおいては欠けていた、自然景観や歴史的・文化的景観^{*}などの視点も加える必要があります。

そして、良好な景観が、地域の財産として、「住み続けたい」、「住んでみたい」と感じる大きな要因となるように、その価値観を共有し合える社会を育むことを本市の景観形成の目標とします。

このため、良好な景観の形成に関する基本方針は、地形的特性や土地の利用状況、景観資源を踏まえた類型ごとに定めるものとします。また、生活における潤いや自然保護、観光振興などの観点から、特に重要と思われる区域や景観資源等については、それぞれの特性を活かせるよう、住民の合意形成に基づき、類型別基本方針の全部又は一部を強化します。

景観法に基づく景観計画は、その計画区域を市域全域とし、上記基本方針を踏まえて策定するものとします。

※八幡の槇生垣の集落景観、布良の漁村集落景観、小網寺の霊場景観は、「ちば文化的景観」に選出されている。

①自然景観

- ・市域に広がる丘陵と森林等の緑は、都市景観の背景として重要な役割を果たしているとともに、海から見た景観の骨格を形成していることから、これらの保全を図るための方策について関係機関との調整を行います。
- ・寺社等の歴史的資産と一体となって景観を構成する森林等は、本市の歴史的風土を将来の世代に引き継いでいくため、その植生や生態系等も考慮した適切な保存を図るために必要な方策について関係機関との調整を行います。
- ・海岸周辺は、「関東の富士見百景」や「日本の夕日百選」にあるような本市を代表する「陸からの眺め」を大切にしていくとともに、多目的観光栈橋や館山湾内クルーズ船等を視点場とする「海からの眺め」を良好な景観形成の観点に加えます。
- ・河川周辺の水辺空間は、良好な河川景観の創出を目指すために、川辺の散策や水遊び等に必要な施設整備や河川浄化活動等の親水活動の導入について関係機関との調整を行います。

- ・自然公園法の規定による規制区域に隣接した区域については、自然公園区域内の美しい環境を地域全体で享受できるよう、規制区域との連続性に配慮した景観の形成を図ります。
- ・人々の暮らしの中で利用されながら守られてきた里山は、本市の生物多様性を支える貴重な存在であり、豊かな自然環境を地域の魅力として提供していくうえでもその重要性が見直されてきており、田園・集落景観との連続性・一体性を意識して、その適切な保全を図ります。

②田園・集落景観

- ・農地は、自然と人間の営みの相互作用によって作りだされた景観資源の代表であり、地域の景観を印象づける存在であることから、耕作放棄等による荒廃を防止するための方策について関係機関との調整を行います。
- ・特異な形態の店舗等や派手な色彩の看板等の立地を避けるためのルール作りについて検討します。
- ・資材置き場や産業廃棄物処理施設等は、目立たないために必要な緑化等について地域住民や関係事業者との調整を行います。
- ・田園地域内に位置し、又は隣接する集落においては、敷地の使い方や建物の素材、色彩を意識して旧来の住宅との連続感を維持するように努めます。

③市街地景観

- ・住宅地においては、美しい生垣や屋敷林が見られる古くからの住宅地と近年の開発等により形成されてきた住宅地の違いを意識し、それぞれ地域の特性や土地利用の現況を踏まえた良好な景観の形成を図ります。
- ・旧来からの中心商店街や近隣商店街においては、親しみのある市街地環境の良さを大切にしながら、オープンスペースや安全で快適な歩行空間の整備を推進し、賑わいのある景観の形成を図ります。また、それぞれの商店街の個性を尊重し、特徴ある街並み・通りの創出を促進します。
- ・沿道型の商業・業務地においては、道路に面した部分への緑の導入を促進するとともに、けばけばしい色彩の建築物を避け、都市の風格を高める景観の形成を目指します。
- ・一般国道 127 号や一般県道南安房公園線等の日本風景街道「南房総・花海街道」の中心となる道路、その他必要と認められる道路沿道にあっては、屋外広告物の規制・デザイン化や電線類の地中化、歩行空間の整備、植栽・美化活動の推進等により、観光都市にふさわしい移動景観（シーケンス景観）の形成について検討します。

- ・工業地においては、建築物や施設の建設・改修に当たり、周辺地域の景観に調和するような形態・意匠へ誘導するなど、良好な地域環境の創出に努めます。
- ・市庁舎、学校等の公共施設は、多くの住民が訪れる場所であり、一般に建築物の規模が大きく、周辺の景観を印象付ける重要な役割を持っているため、建築物のデザインに配慮するほか、オープンスペースや敷地内の緑の確保などに努め、良好な都市景観の形成を先導します。

④眺望点

- ・崖の観音(大福寺)、潮音台、諏訪山公園、北条海岸、城山公園、大山、洲埼灯台、伊戸だいぼ工房、県立館山野鳥の森など、市内に数多く存在する眺望点については、これらの場所の魅力をより強めるため、居心地良い空間の創出に努めます。



【北条海岸(北条地区)】



【里山風景(船形地区)】



【崖の観音(大福寺)からの眺望(船形地区)】



【城山(館山地区)】



【槇の生垣のある市街地(那古地区)】



【館山銀座(北条地区)】



【一般国道 127 号の椰子並木(那古地区)】



【一般国道 128 号の屋外広告物群(北条地区)】



【田園集落風景(豊房地区)】



【南欧風のリゾート景観(北条地区)】

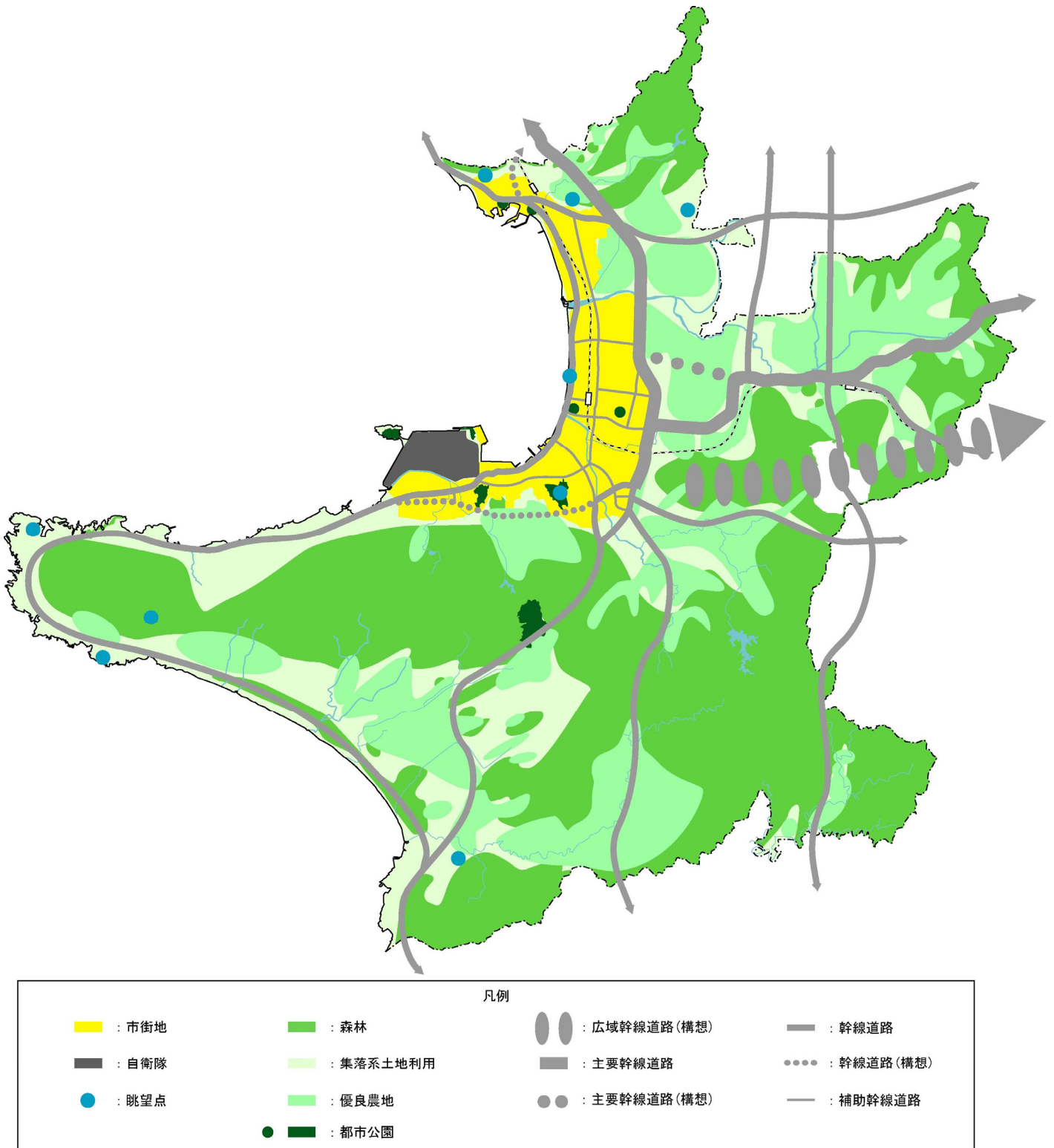


図3-5-3 都市景観形成の構想・方針図

3-6 自然環境及び歴史・文化資産の保護並びに利活用の構想・方針

豊かな自然環境や本市固有の歴史・文化資産を後世に守り継いでいくことを基本としながら、道路・交通アクセスの支援を行うことで利用を促進し、自然環境及び歴史・文化資産に対する保護意識を高めていきます。

(1) 自然環境の保全及び利活用

- ・変化に富んだ海岸、里山、自然林・農地・河川など、貴重な自然環境は、生物多様性の視点を取り入れ、それらに育まれた生態系や景観も抱合した一体的・計画的な保全を図ります。
- ・観光資源としての利活用に当たっては、「環境にやさしいツーリズム」を念頭に、保全意識の高揚が図られるよう、関連施設の整備や公共交通の拡充等によって住民及び来訪者の交流を支援します。

(2) 歴史・文化資産の保全及び利活用

- ・市内に点在する指定文化財や登録文化財は、本市の歴史・文化を正しく理解するために欠くことのできないものであることから、対象の拡大と保存・伝承に努め、次世代に継承します。
- ・観光資源としての利活用に当たっては、保護意識の高揚が図られるよう、貴重な教材として積極的に紹介するとともに、関連施設の整備や公共交通の拡充等によって住民や来訪者の周遊を支援します。

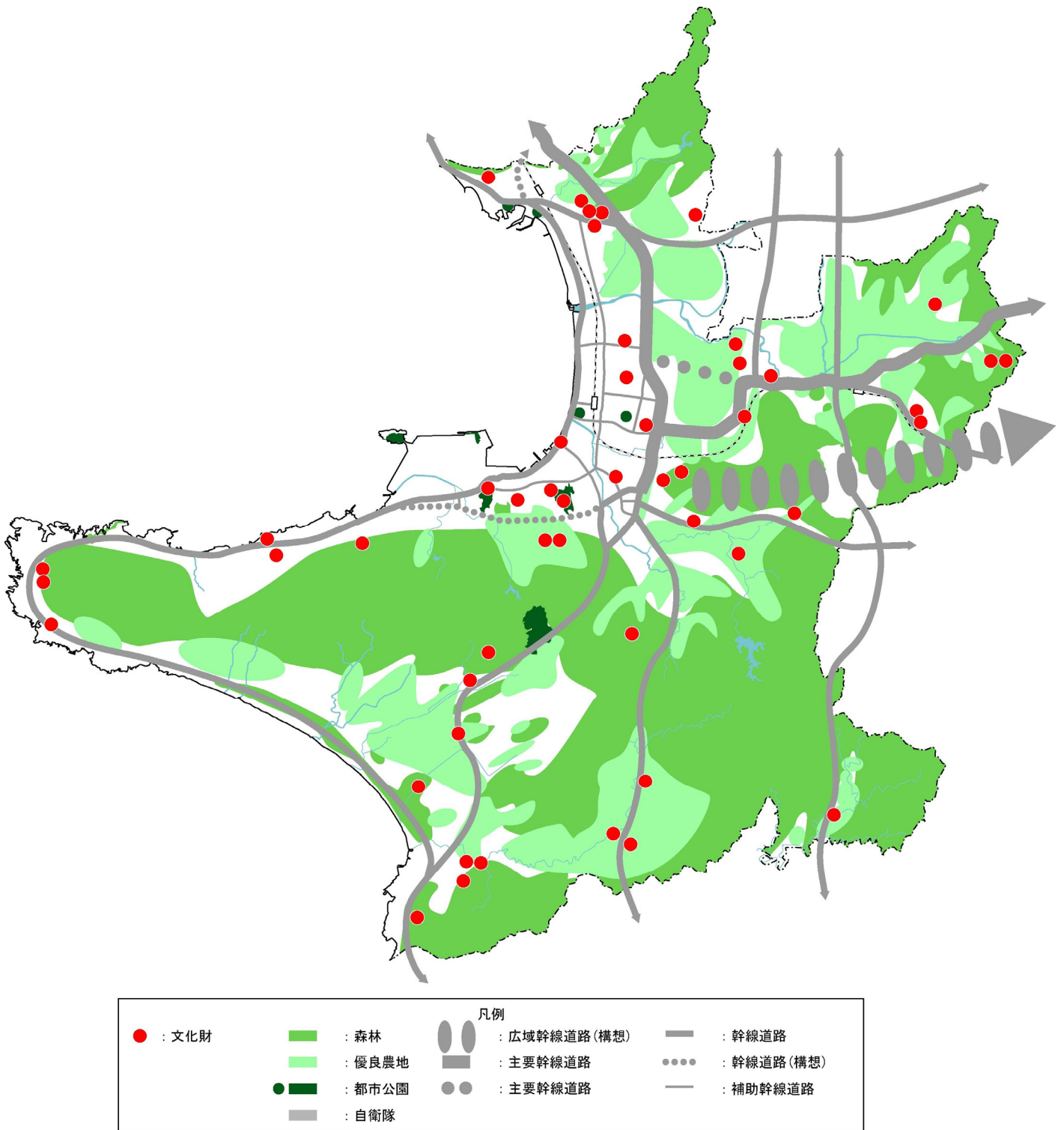


図 3-6-1 自然環境、歴史・文化資産の保全・利活用の構想・方針図

